

# 景観計画の改正内容について

## 内容

1. 第13回景観審議会会議録確認
2. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加
  - ①概要
  - ②理由・解説
  - ③実効性の確保
3. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設
  - ①概要
  - ②理由・解説
  - ③実効性の確保
4. その他更新箇所について

1

## 1. 第13回景観審議会 会議録確認

通番	意見の内容	市としての見解
1	圧迫感・不安感を与えるかどうかの判断は、個別の事案であっても決められた距離離れたところから判断すべき。	決められた距離は設けないこととする。設置される土地の形状も異なることに加えて、近景から観たときに感じる圧迫感・不安感もあれば、遠景から観たときに感じる圧迫感・不安感もあり、一律の基準を設けることが難しいため。 また、今回は対象を恵那市全域としており、最低限の規制を設けることを念頭に置いているため。届出の対象となる太陽光は基本的に不安感・圧迫感を与える恐れのある太陽光発電設備としている。その中で、決められた距離からの判断をするのであれば、その距離は地域ごと、一定のエリアごとに設けた方が景観形成につながると考えている。
2	高さ15mという基準は曖昧。	高さの算定方法を運用指針で示すことにしている。
3	構造物の高さを基準にするのではなく、一連の太陽光発電設備の上端から下端までの標高差を基準にすべき。	一連の太陽光の上端から下端までの標高差にする。
4	太陽光発電設備の所有者が異なる場合でも、既設のものを含めて一団の太陽光発電設備は基準の対象にすべき。	所有者が異なる場合や既設の太陽光発電設備がある場合でも、連続する太陽光発電設備の場合は、一体の事業とする。
5	太陽光条例に基づき地域住民に事前説明を行っているにもかかわらず、トラブルが生じる原因は、事業者が事前説明を一部の地域住民のみに行っている場合があることと、説明時にパース図がないために、完成後の姿が想像しにくいことの2点が大きく挙げられる。	前者については太陽光条例にて適正化していく。後者については、届出時の添付書類にパース図を求めることとしている。

2

# 1. 第13回景観審議会 会議録確認

## (1) 主要な意見及び市の見解

通番	意見の内容	市としての見解
6	太陽光発電設備を届出対象にした後、市としては届出対象になったものは基本的にアウトとするのかそうでないのか、こういった姿勢で取り組んでいくのか。	届出対象となる太陽光発電設備は景観に支障を及ぼす可能性のあるものであるから、届出内容を審査し、担当課レベルで景観への配慮が確認できる事業に対しては審査結果の通知を出し、担当者・担当課で判断できないものについては審議会にかけて判断してもらうこととする。
7	届出制度の運用基準を把握する必要がある。	運用指針に太陽光発電設備に関する内容を追加する。運用指針を参照してほしい。
8	山の在り方は、その時代の産業や人々のライフスタイルに左右されるため、今後20年の恵那市の景観をどうしていきたいかが重要になってくる。	景観の点からの森林保全については、20年後の恵那市の景観について議論が全く行われていないため、まだ答えが出ない。今後審議会でも議論していく必要があると思う。ただ、恵那市森林整備計画変更計画書の中で、地域の特色に合わせて好ましい森林景観の目標を設定し必要な整備を行う、「観光景観林」に定められている森林もあり、観光景観林整備事業の中で景観形成のための整備が行われている。
9	何を守らないといけないかということに関しては、最低限守らないといけないことを市として明確にし、それ以上の部分については住民自治としての気持ちの高まりを起こすような動きを仕掛けることが必要。	太陽光の規制を設定後、地域別景観計画策定に着手していく。その中で、市内各地域の景観の見つめ直しを行い、地域として何を守りたいのか、こういったまちづくりたいのかを考えてもらう機会を作っていく。

3

## 2. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

### (1) 概要

行為の種類		行為の規模・内容	
②工作物の建設等	新設、増築、改築若しくは移転、外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	規模基準	高さ15m以上 擁壁、さく、塀の類については、高さが2mかつ見附面積が50㎡を超えるもの
	ただし、工事に必要な仮設のものは除く。	色彩基準	建築物の建築等と同様 (建築物を工作物と読み替える)
	太陽光発電設備(※1)の新設、増築、改築若しくは外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。	規模基準	高さ(※2)15m以上又は事業面積が1,000㎡以上のもの

※1 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。(自立する構造であって、土地に設置されるものに限る。)

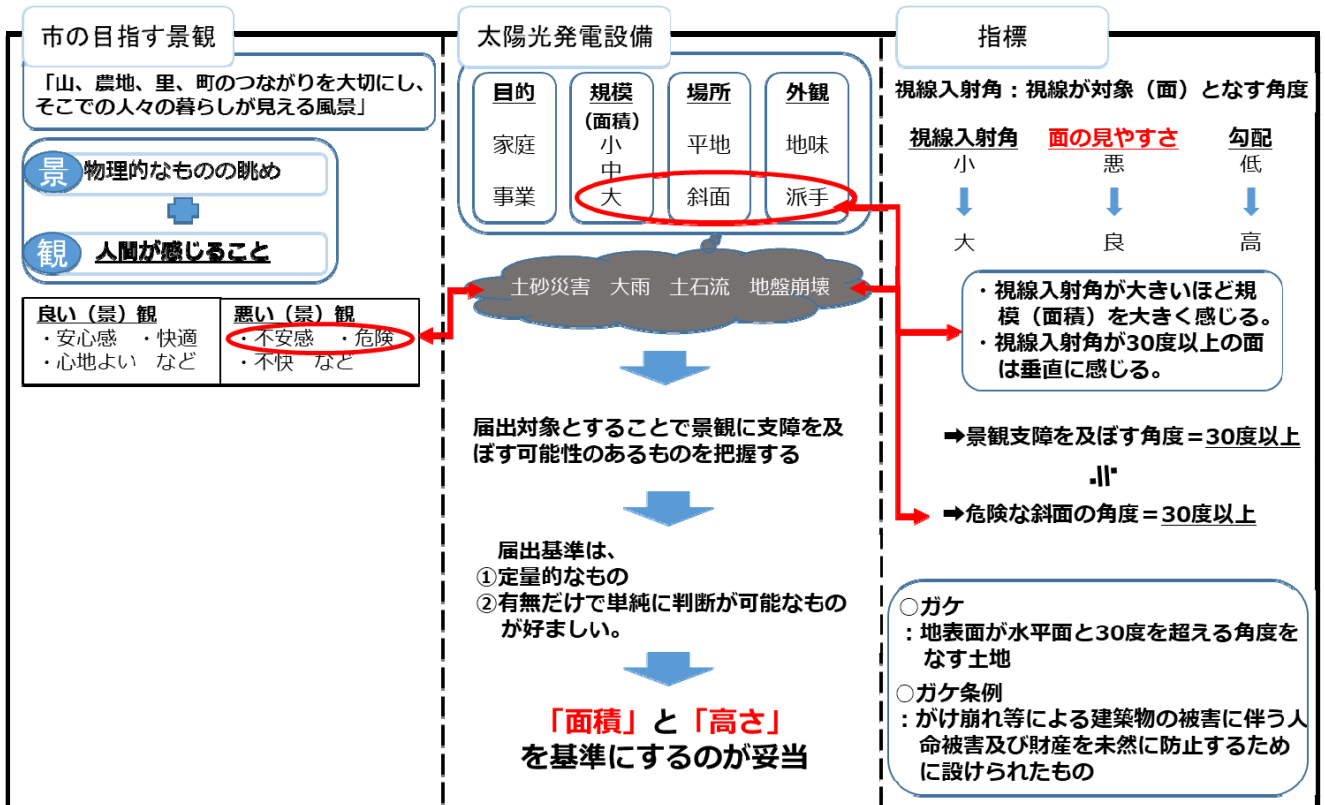
※2 斜面に連続して設置する場合、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までを高さとする。また、斜面に増設する場合には、既設の太陽光パネル及び架台を含めた高さとする。

4

## 2. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

### (2)理由・解説

#### ①高さ基準の必要性（第13回景観審議会資料抜粋）

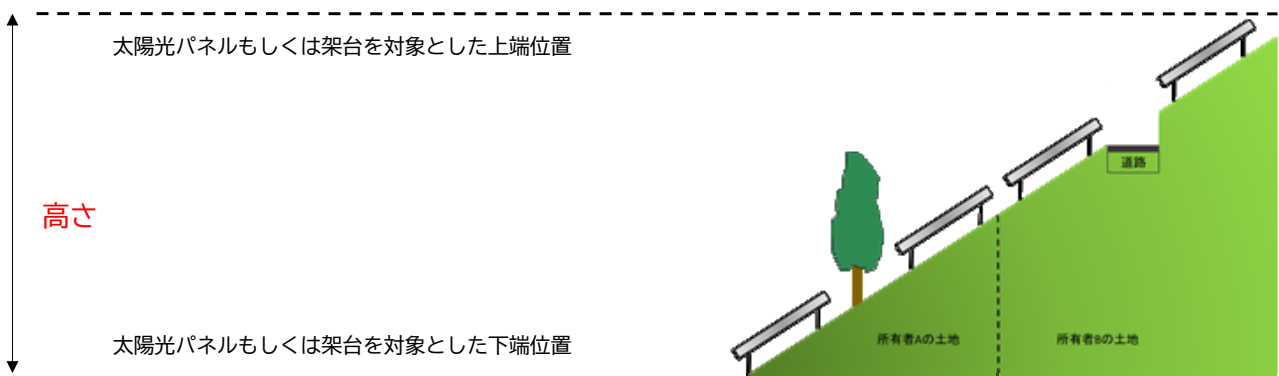


5

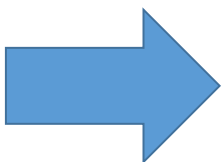
## 2. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

### (2)理由・解説

#### ②斜面における高さの算定方法



不安感・危機感を煽るような太陽光発電設備を規制するのであれば、工作物と同様の高さの取り方をするよりも **下端から上端までを高さとする方が有効**

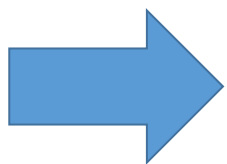


6

## 2. 届出対象行為への太陽光発電設備の追加

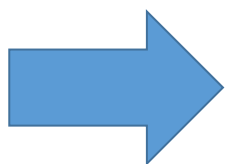
### (3) 実効性の確保

#### ① 立面図及び高さの算定資料等の提出義務化



高さの根拠資料を求めることで、担当職員が変わっても**定量的に判断が可能**。また、市民の方も理解しやすい。

#### ② 周知チラシの作成・HPの更改



広く市民や事業者の方に周知することで、法的規制があることを**認識させる**。  
景観そのものを**認識する機会**とする。

7

## 3. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

### (1) 概要

区分	基準の内容
配置	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる場合は、地形に応じ、太陽光パネルの向きや傾斜を揃えること。</li><li>➤ 文化財、別荘地、野外レクリエーション地等との近接を避けること。もしくは、樹木等による緩衝帯を設けること。</li></ul>
高さ	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 15m未満（斜面に設置する場合、最も低い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最下部から、最も高い位置に設置する太陽光パネル及び架台を含む最頂部までを高さとする）</li></ul>
意匠形態	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 太陽光パネルの材質は、低反射性のものを使用すること。</li><li>➤ 太陽光パネルの模様が目立たないものを使用すること。</li></ul>
色彩	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 太陽光パネルの色彩は、周辺の景観と調和した色彩を使用し、黒色、濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。</li><li>➤ 主要な眺望点や交通量の多い道路等から容易に望見できる傾斜面に設置する場合は、太陽光パネルのフレームの色彩についても、パネル部分と同色か黒色又は濃紺色とし、低明度かつ低彩度の目立たないものを使用すること。</li><li>➤ 附属設備（パワーコンディショナ、キュービクル等）は、周辺景観と調和した色彩とし、低彩度で統一すること。</li></ul>
緑化目隠し	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 樹木の伐採は、必要最小限とすること。</li><li>➤ 交通量の多い道路等から見える場所や隣接して民家等集落がある場合は、太陽光発電設備の目隠しとなるよう、境界付近に植栽もしくは塀等を設置すること。</li></ul>
維持管理	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 太陽光発電設備及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど適切に維持管理し、時間的経過に伴う景観悪化を防ぐ等維持管理に努めること。</li><li>➤ 事業終了後には、適切に撤去及び処分を行うこと。</li></ul>

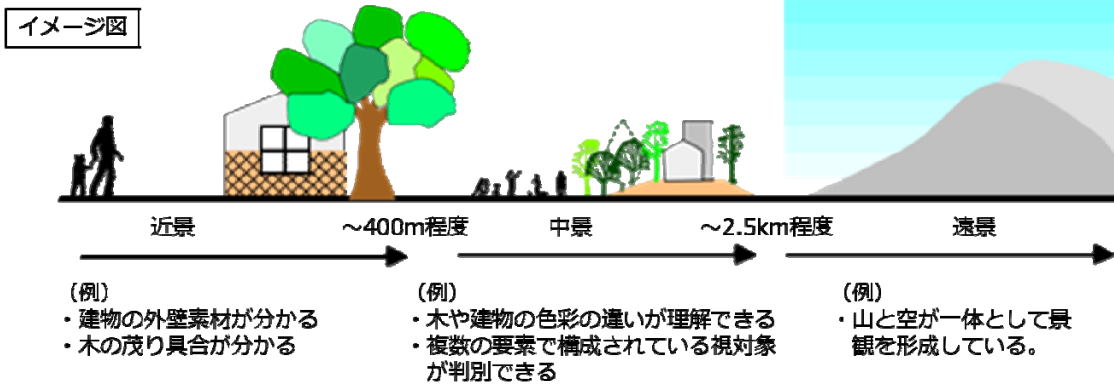
8

# 3. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

## (2)理由・解説

①「配置」、「形態」、「意匠」、「色彩」の必要性 (第13回景観審議会資料抜粋)  
 →建築物や工作物を作る行為における景観形成基準に設けられており、基本的な景観配慮項目と位置付けられているため。

配慮項目		重要性		
		近景	中景	遠景
配置	施設をどこに置くかと言うこと。景観の基本的な構造を決める項目		○	○
形態	視対象となる要素のアウトラインで形成される項目	○	○	○
意匠	文化や歴史を感じさせ、視対象の機能を表現する項目	○	○	
色彩	視対象を周囲と区別する機能や、周囲との調和をもたらす機能、美しさ、賑わいを演出する機能を持つ項目	○	○	

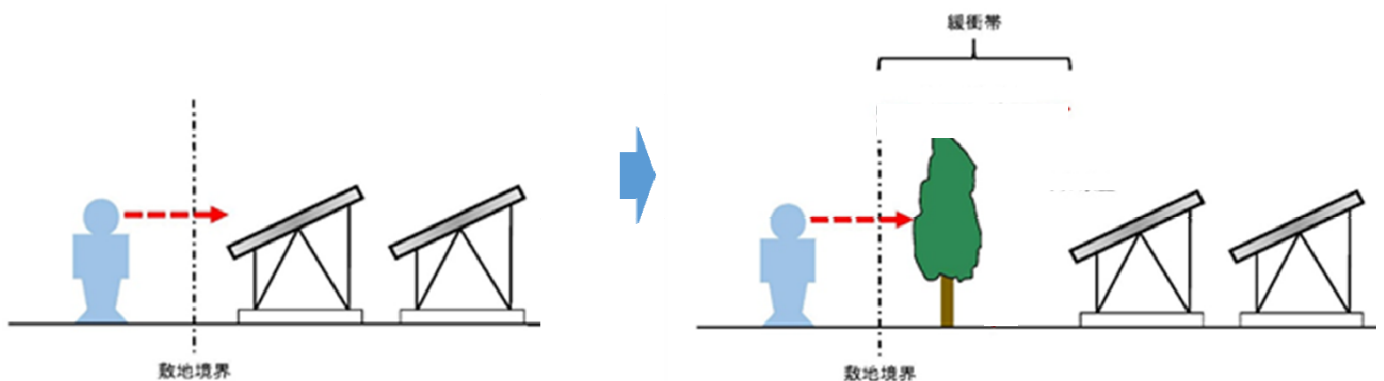


# 3. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

## (2)理由・解説

②「緑化・目隠し」・「維持管理」の必要性 (第13回景観審議会資料抜粋)  
 →景観に悪影響を与える原因である圧迫感を軽減し、時間経過による景観の悪化を防ぐため。

イメージ図

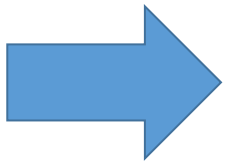




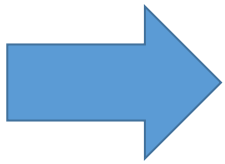
### 3. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

(3) 実効性の確保

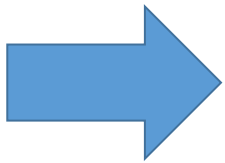
恵那市景観計画運用指針



景観への配慮の**定量化**は**困難**  
設置する地形によって**さまざまなケース**が想定される



対応策の**例示**が必要



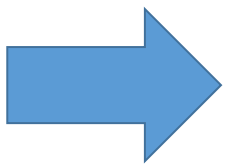
恵那市景観計画運用指針に太陽光発電設備への対応策を例示することで基準の内容を**補完**

11

### 3. 太陽光発電設備に対する景観形成基準の新設

(3) 実効性の確保

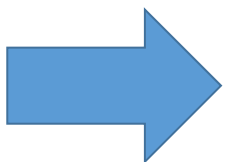
① 運用指針の作成



事業者へ**助言・指導を行う際の根拠**となり、景観形成の効果が期待できる。

資料②: 恵那市景観計画運用指針 案 参照

② チェックシートの作成及び提出の義務化



事業者に景観への配慮を意識させることができ、実際に行う配慮を**確認**できる。

別紙: 景観配慮チェックシート 案 参照

12

## 4. その他更新箇所について

(1) 景観重要建造物 恵那市告示第134号 平成27年11月1日指定



第1号 日本大正村役場（旧明智町役場）



第3号 旧飯地公民館（五毛座）



第2号 旧市役所飯地事務所庁舎)

13

## 4. その他更新箇所について

(2) 景観重要樹木 恵那市告示第108号 平成28年6月1日指定



第1号 甚平坂のハナノキ

第2号 下ヶ淵のカエデ



14

## 4. その他更新箇所について

### (3) 補足：景観重要建造物・景観重要樹木の補助について

項目	内容
対象事業	景観重要建造物の外観に係る修景（構造耐力上主要な部分の修理を含む。） 景観重要樹木の保存に要する剪定、枝処理又は治療
対象者	景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者 特別な事情により所有者に代わって専ら当該景観重要建造物等の管理の責に任ずべき者として当該所有者から選任された者
対象経費	対象事業に要する経費

区分	助成金の額	助成金の上限額
景観重要建造物	補助対象経費の2分の1以内の額	100万円（1物件あたり10年間で100万円を上限とする。）
景観重要樹木	補助対象経費の2分の1以内の額	3万円（1回/年）